

平成 26 年度第 5 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 27 年 1 月 30 日（金）午後 1 時 30 分～3 時 40 分

○会 場：白山会館 2 階 胡蝶の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉委員、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、多賀委員、遁所委員、平澤委員、島崎会長、高岡委員 計 13 名（欠席委員：熊谷委員、大瀧委員 計 2 名）
- ・ オブザーバー：山賀新潟市障がい者地域自立支援協議会会長
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：佐藤福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：3 名（うち報道 1 名）

1. 開会

（司 会）

ただいまから、平成 26 年度第 5 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、この審議会に出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は議事録を作成いたしますので、テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、その際はお手数ですが挙手をお願いいたします。

会議の配付資料の確認をお願いいたします。本日、机の上にお配りしたものといたしまして、出席者の名簿、座席表、「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」、それから差し替えということで、「当日の審議会で議論いただきたいポイント」、さらに、封筒の中に条例検討会の第 14 回と第 15 回の資料も参考としてお配りさせていただいております。

また、事前にお送りさせていただいたものとしまして、本日の次第、それから具体的には差し替えをしましたがけれども、「当日の審議会で議論いただきたいポイント」、資料 1 「平成 26 年度第 3 回・第 4 回施策審議会の主な意見」、資料 2 「第 3 次新潟市障がい者計画・第 4 期新潟市障がい福祉計画 素案に対するパブリックコメント結果」、資料 3 「第 3 次新潟市障がい者計画（案）」、そして「第 4 期新潟市障がい福祉計画（案）」になります。こちらは資料番号が振り

漏れておりましたが、資料4としてこの資料を使用しますので、そのように資料番号の追加を恐れ入りますがお願いいたします。

お配りしたものは以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

併せて、資料の訂正とそれに関してのご説明を申し上げます。本日、差し替えて配りした「当日の審議会で議論いただきたいポイント」という紙になります。こちらにつきましては、直したところに下線を引いております。追加で盛り込むべき文言うんぬんというところを修正すべき文言うんぬんと変えております。こちらにつきましては、パブリックコメントのご案内と資料を委員の皆様にも個別にお送りしまして、必要があれば意見をご提出いただきたいとお願いしていたところでありまして、そのような手続きが済んでいる状況ではありますが、そのパブリックコメントが終了しているこの時点で新たに文言を追加するというような、内容を大きく変更することを連想させるような表現を使うことは適切ではないと考えまして、下線部を「修正すべき文言がある場合は、どのような文言に修正すべきか」というように変更させていただいたところ です。

もう1点、資料2になります。こちらにも数字を訂正いただきたいと思ひます。資料2の1枚目、表題の下に箇条書きで記載のある2行目に提出方法というものがあります。こちら、現在メール3名(14件)となっているところが13件でございます。また、窓口1名(1件)はそのままで、合計が4名(15件)となっているのが14件ということになります。その下の丸、第3次新潟市障がい者計画に関する意見、こちらは13件となっておりますが12件となります。

以上、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員、それから大瀧委員から欠席の連絡をいただいております。そのため、15名の委員のうち13名の委員が出席されております。過半数を超えておりますので、この審議会が成立しているということをご報告いたします。また、今回も、オブザーバーとしまして新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀会長に参加をいただいております。施策審議会条例第5条第4項の規定において、審議会は必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができると定められていることを申し添えます。

また、議事に入ります前に、1点事務局より事務連絡を申し上げさせていただきます。

(事務局)

障がい福祉課の小野です。

今後の審議会の予定についてご連絡させていただきます。今年度は計画作りの年ということで、今回で5回目になりますが、5回にわたり皆様から審議いただいたことで、今回で新計画の審議を終了する予定となっております。昨年度と平成24年度の2年間を見ますと、3月に施

策審議会を開催しております、内容としましては新年度予算の報告や関連事項の報告を行っていたところでございます。しかしながら、今年度については計画作りの年ということで、すでに5回皆様から審議いただいているということと、今、私どものほうで検討会を設置しております、共に生きる新潟市づくり条例の審議が佳境に来ているということもありまして、今年度の審議会は今回で最後としていただきたいと考えております。新年度予算につきましては、3月下旬に皆様に送れる時点で資料をお送りしまして報告に返ささせていただければと考えております。

今後の計画の関係ですが、本日の審議会の意見を踏まえ、二つの計画を完成させた後、議会へ報告することになっております。その後、皆様には完成した計画をお送りしたいと考えております。また、3月下旬には自立支援協議会や社会福祉審議会に対して計画を報告する予定となっております。次回の審議会につきましては、新年度のできるだけ早い時期に現計画の振り返りとともに、先にお送りする新年度予算についてもご報告させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからにつきましては島崎会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議事

(島崎会長)

皆様こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局の障がい福祉課小野課長からご説明がありましたが、今年度、新しい委員の体制の中で、次期障がい者計画、それから障がい福祉計画の策定ということで、5回の施策審議会を重ねてまいりました。そして、今日が今年度最後の審議会ということで、私も事務局からそのような話をいただいて、了解させていただきました。今日、二つの計画について、次第に従って議事を進めさせていただきますけれども、どうぞご忌憚のないご意見といたしますか、新たなというところは難しいこととは存じますけれども、今後に向けてのことも含めて、今のところで最大限できることはしていきたいと思っておりますので、どうぞご意見をお出しいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

本日の時間配分ですけれども、議事(1)と(2)を合わせておおむね10分程度、議事(3)につきましては1時間程度、議事(4)障がい福祉計画については2回の中で素案づくりというかなりタイトな状況の中での策定でございましたので、ここのところできるだけ時間を使

って、終了時刻の15時30分までお時間をいただいて議論ができればと思います。また、今日が最後ということですので、延長する場合もあるかもしれませんが、そのことにつきましてはご了承くださいただければと思っております。

(1) 第3回・第4回施策審議会の主な意見について

(島崎会長)

それでは、議事の(1)、第3回・第4回施策審議会の主な意見についてということで、資料1をご覧くださいただければと思います。こちらについては、資料1として、前回、前々回に皆様からお出しいただいた意見をまとめたものですので、すでにご確認いただけているかとも思いますが改めて見ていただいて、計画にどのように反映させたかということにつきまして、後ほど事務局から議事(3)、(4)に関連してご説明いただけたらと思いますけれども、事前に資料1を読まれて何か不明な点ですとか、あるいはご発言された委員の皆様におかれまして、これが不足していると、少し解釈が違っているような書きぶりになっているとかございましたら、お出しいただければと思います。資料1です。第3回、第4回の施策審議会の主な意見について、それぞれ第1部について出された意見、それから第2部の各論について出された意見、それぞれ項目とページ数が併せて記載されていますけれども、事前に、**また**今ご覧ください、特にならなければ次回の議事に移らせていただきます。また、計画のところでご説明いただく中で、資料1の意見が十分反映されていないのではないかと思うところがあったら、またお出しいただければと思います。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見はないということで、議事(1)を終わらせていただきます。

(2) パブリックコメントの結果について

(島崎会長)

次に、議事(2)パブリックコメントの結果に移らせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、平成26年12月22日から平成27年1月20日までの1か月間、市民の皆様から意見を募集しました。その結果、先ほどご説明がありましたとおり、資料2の提出意見があったということです。内訳としては、障がい者計画に関するものが12件、福祉計画に対するものが2件ということでございます。これも事前にお目通しいただけたかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。何かご不明な点があればご意見をいただけたらと思っております。パブリックコメントでいただいた意見に関連して、こういうことも少し付記したほうがいいのかとか、そういうこともあればお出しいただければと思います。

具体的に市の考え方が修正ありなしで示されていますので、議事(3)、(4)のところでも

のように計画に反映させたかということは、そこでもご説明いただけるかと思いますが、事前に素案の記述とパブリックコメントで出された意見と、それに対する市の考え方、修正する、しないということも含めて、修正する場合は下線での記載ということになっておりますけれども、いかがでしょうか。

私からお聞きしてよろしいでしょうか。資料2の3ページの6ですけれども、基幹相談支援センターについての提出ご意見があって、修正に関してはなしということですが、市の考え方としてお示しいただいた部分の書きぶりもより具体的でいいかなと思いました。市の考え方で基幹相談支援センターではうんぬんと、それで構築を図りますというのは、計画に書かれている文言とは少し違いますよね。この書き方も分かりやすい記述かなと思いました。これは素案で行きますと18ページのところになるのでしょうか。18ページの施策の方向性のところですか。それで、実際に基幹相談支援センターをやっているところの皆様のご意見もあるかもしれませんが、障がい種別や年齢等を問わずあらゆる相談を受け止めて総合的な支援を行う。より専門的な支援が必要な場合には他の専門うんぬん、連携しながらというような、だれもが安心して相談できる。分かりやすい書き方が、基幹相談支援センターについて示されているかなと思いました。

(事務局)

この部分のご意見につきましては、18ページの後にジョインの、発達障がい支援センターや引きこもり支援センターとしての専門の相談箇所が出てくる中で、専門相談もそうなのだけれども、基幹相談支援センターのほうでワンストップで受けたほうがいいのではないかというご意見だと思います。それに対して、文言は直さないのだけれどもこういう考え方ですというのを示したのが市の考え方の部分になるのですが、今のご意見を踏まえまして、てにをはは別としまして、資料2にある文言に置き換えるようにしたいと思います。ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございました。

(平澤委員)

14件の意見、質問が出たわけですが、それぞれの意見に対してご本人に、あるいは市民の皆さんへのパブリックコメントの回答はされるようになっているのでしょうか。

(事務局)

今後、完成の時点でホームページで公開いたします。

(平澤委員)

それであればよろしいです。

(島崎会長)

ありがとうございました。

議事(3)、(4)のところで、踏まえた書きぶりということでご説明があるかと思いで、またお気づきのところがありましたら、そのときにお出しいただければと思います。

議事(2)につきましては確認させていただいたということで終わらせていただきます。

(3) 第3次新潟市障がい者計画(案)について

(島崎会長)

次に、議事(3)の第3次新潟市障がい者計画(案)について議論していきたいと思ひます。こちらの進め方といたしましては、これまでと同様に、それぞれ区切りながらくりを見ていただければと思います。資料3のほうです。第3次新潟市障がい者計画(案)の目次を見ていただきたいと思ひます。最初に、事務局から第1部総論から第3部の計画の推進に向けてを一括してご説明いただいて、その後、第1部を一つの括り、それから第2部については各論の1と2を一つの括り、それから各論の3と4を一つの括り、そして各論の5と6と第3次計画推進に向けてを一つの括りということで、前回同様、各括りごとにご意見をいただく形で進めていきたいと思ひます。よろしゅうございませうか。そのような形でご意見をいただければと思ひます。

それでは、最初に事務局から資料3に基づいたご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3について説明させていただきます。第3回と第4回の審議会でもいただいた意見が資料1になるわけですが、これとパブリックコメントでもいただいた意見が資料2になります。これも並行して見ていただきながら、出された意見を踏まえてどのように修正したかという部分を中心にご説明させていただきます。資料3につきましては、意見に関連する部分には原則として網掛けがしてあります。また、資料1に基づいて文言を追加したものについては下線が、資料2によって文言を追加した部分には二重の下線がついてあります。また、文言を削除したものについては取消線が引いてあります。

まず、第1部の総論からになります。1ページから16ページの総論の部分についてですが、こちらについては、まず、3ページをご覧ください。「障がいのある人」と資料1の最初に書いてあったのですが、「障がい者」と「障がいのある人」という表記が混在している、統一すべきというご意見を受けまして、「障がいのある人」という表記に統一いたしました。直した箇所につきましては原則網掛けと申しましたが、この表記の変更が第3部までで150か所以上ありましたので、3ページの部分以外は、すみませんが網掛けを省略させていただいております。

次に、13 ページをご覧ください。こちらは資料 2 の 1 ページの意見 1 及び 2 の部分になります。素案では「難病」と表記しておりましたが、他の障がいについては「何々障がいのある人」という表現をしているので、「難病患者」と表記すべきというご意見を踏まえ、「難病患者」と修正しております。また、ほかの障がいに合わせ、平成 17 年から 24 年までの特定疾患医療受給者証交付数を追加しております。

次に、14 ページをご覧ください。こちらについては、資料 2 の 2 ページの意見 3 の部分になります。発達と難病の回答数と回収率を別々に記載すべきではないかというご意見をいただきましたが、今回のアンケートは発達と難病の区分をどちらも手帳なしということでアンケートを取ったため別々にできないということで、このままの表記となっております。次回のアンケートを実施する際には発達と難病の区分をそれぞれ設けたいと考えております。

次に、15 ページをご覧ください。こちらは意見を踏まえたというものではないのですが、今まで、1 位から 3 位までの部分について色をつけておりましたが、15 パーセント以上のものについても四角囲みといたしました。といいますのは、例えば、一番上の相談支援体制を見ていただきますと、身体 65 歳以上では相談支援体制が必要だというのが 3 位までに入っているのですが、そのとなりの 65 歳未満、3 位までには入っておりませんが 65 歳以上の方より高い率で必要だという回答をいただいていること。それから精神の区分を見ていただきますと、1 位から 3 位以外にもかなり高く要望のある項目が多いということで、15 パーセントを一つの区切りにして 15 パーセント以上のものを四角囲みにさせていただいたということでございます。

次に、16 ページをご覧ください。こちらは資料 2、2 ページの 4 の意見に関する部分です。「発達障がい、難病といった手帳のないグループの結果を参考として示しました」としていたのですが、この「参考」というのは「障がいのある人の中に軽い重いがあるような表現のため表記を工夫したほうがよい」というご意見でございます。「参考」と表記した意図につきましてにいがた自立生活研究会に確認したところ、身体、知的、精神については手帳所持者から無作為抽出して対象者を選んでおりますので、その障がいイコール基本的には手帳所持者という考え方だろうと。それに対しまして、発達についてはジョインの利用者、それから難病については特定疾患の医療受給者証交付の中からの抽出ということで、必ずしも意見の大部分をカバーしているとは言い切れないということで、母数の違いがあるということで、このようなアンケート調査の手法にかかわる理由で「参考」としたということでございました。ただ、障がい種別で「参考」にしたわけではないということだったのですが、やはり誤解を招くとまた大変です。なので、今回は、「参考として」という文言を削除いたしました。

次に、第 2 部の各論に入ります。18 ページをご覧ください。1、地域生活の支援、(1) 相談支援体制の充実になります。こちらは、まず、一つ目が資料 1 の 2 ページの一番上になりま

すが、こちらについては、「相談員には強度行動障がいに対する専門的な知識や支援技術を持つ必要があるという文言を盛り込むべき」というご意見がありました。そこで、「さまざまな障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要がある」と明記しておりますが、この部分で対応していると考えております。強度行動障がいだけでなく、すべての障がいに対する相談支援体制が必要であるということから、特にここは修正をしていないということでございます。

次に、資料2の2ページの意見5の部分に該当します。「届くように」という部分です。「届くように」という表現について、もう一歩進んで「届けられるように」としたほうがいいのではないかというご意見をいただきました。これにつきましては、市としては「届くように」のほうが積極性があると考え、変更しないことといたしました。

次に、資料2の3ページの6の意見でございます。相談支援体制に関する提案として、今ほど島崎会長から意見のあった部分ですが、ここはワンストップ体制がいいのではないかというご意見に対しては、先ほどのとおり資料2の文言に修正したいと思います。

また、19ページで「強度行動障がいのある方への対応のため、専門医療機関、支援機関との連携及び相談支援体制の充実を図るように努める」という文言を盛り込むべき」という意見、これは資料1の2ページの上から二つ目になりますが、これにつきましては発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加え、「強度行動障がい」という文言を追加し、それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携や支援体制の充実を図るというように修正いたしました。

次に、21ページをご覧ください。これは資料1の2ページ、それから資料2の3ページの7のご意見でございます。(3) 経済的な支援の部分になります。「障害年金がもらえない方に対する支援が必要」という意見がありましたので、現状と課題の部分に、「今後は、障害年金制度など市が行う制度以外のものを含め、各種制度をもれなく活用していただく必要があります」という文言、それから施策の方向性に「受給支援」という文言を追加いたしました。また、年金や各種手当の制度周知、普及支援について、具体的に何を行うか盛り込むべきではないかというご意見がありましたので、それにつきましては「区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて」、「制度に関する情報を提供するなど」という文言を追加しております。

次に、22ページをご覧ください。これは資料1のほうですと2ページの中ごろ、それから資料2のほうですと4ページの8の意見を踏まえたものになります。(4) サービス基盤の充実の部分ですが、ここにつきましては「グループホームの体験訓練の場の確保についての検討という文言を入れるべき」というご意見を踏まえまして、「グループホーム体験訓練の場など」、「支援策を検討します」という文言を追加いたしました。

次に、23ページ(6)のスポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援の次のページです。

24 ページになります。これは資料 1 の 2 ページにご意見をいただいております。厚生労働省から文部科学省にスポーツの部分について一元化されたことから、もう少し文部科学省的な書き方をすべきではというご意見を踏まえ、24 ページの網掛けの部分を追加しております。

次に、25 ページの下のほう、各論の 2、保健・医療・福祉の充実の（1）障がいの予防と早期の気づき・早期の支援の部分の 26 ページです。児童発達支援センターについて、網掛けの部分を追加し、ひしのみ園と幼児ことばとこころの相談センターを一元化したことを明確に表現しております。なお、すみません、完成品を想定していたものですから、主な事業のところ、ここだけに限らずそうなのですが、児童発達支援センター「こころん」の運営のところの仮称が抜けておりましたが、完成版の折にはということでご覧いただければと思っております。

次に、29 ページになります。各論の 3、療育・教育の充実の（1）就学前療育の充実になります。これは資料 2 の 4 ページの 9 番の意見からでございます。こちらにつきましては、「障がいのある人と暮らす親への支援としてペアレントトレーニングや精神的ケアを受けられるよう支援を」という文言を相談の部分に追加すべきというご意見をいただいております。ただ、相談の部分ではなく、ペアレントメンターということから就学前療育の充実の部分に加えまして、「ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援に繋がる取組みの充実に努めます」という部分をここに加えております。

次に、30 ページです。（2）学校教育の充実では、資料 1 の 3 ページの上段のご意見からでございますが、教員の専門性の向上と障がいに対する専門的な知識のための研修会の実施という文言を追加すべきというご意見がありましたので、網掛けの部分を追加しております。

次に、32 ページ。各論の 4、雇用促進と就労支援の（1）雇用促進と一般就労の支援についてですが、これは資料 2 の 4 ページの 10 番のご意見からでございます。こちらにつきましては、「難病患者の方が障害者雇用促進法の法定雇用率に算定されず就職が困難な状況にあるので、そのことを課題として盛り込んでほしい」というご意見を踏まえ、現状と課題に網掛け部分を追加しております。また、資料 1 の 4 ページの上のほうのご意見を踏まえまして、「障がい者雇用に対する企業への啓蒙を積極的に行政に企画していただきたい」というご意見や、「障がい者就労における定着支援について、施策の方向性のところへ追加すべき」というご意見を踏まえ、その部分も追加しております。

次に、33 ページの（2）福祉施設等への就労の支援です。こちらは資料 1 の 4 ページの中ほどのご意見を踏まえまして、地域生活支援センターを中心に書いてあるが、就労継続支援 A 型や B 型も入れるべきではないかというご意見を踏まえ、「就労継続支援給付費の支給」という文言を追加しております。

次に、37 ページです。各論の 6、障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進に移り

まして、次の38ページの(3)障がいと障がいのある人に対する理解の普及のところでは、資料1の3ページの下のほうのご意見からですが、「障がいのある方を対象にしたアンケートにもかかわらず、検討中の条例の認知度が大変低いと。啓発を強調する必要がある」というご意見を踏まえ、網掛けの部分を追加しております。

次に、39ページの(4)福祉教育の推進です。これは資料1の3ページの最後のご意見を踏まえまして、もっと手話を学ぶ機会を増やしてほしいという意見から、実際の体験の中に「手話」という文言を追加いたしました。

それと、資料2の5ページで、直接的な計画への意見ではないのですが、意見の12です。「新潟市限定の発達障がいの手帳を設けるべき」というご意見などがありましたが、こちらにつきましては全国的にも手帳制度を実施している市町村がないということもありまして、本市においても今のところは実施する予定はないのですが、今後、他都市の動向を見ながら制度導入を判断していきたいとパブリックコメントには回答したいと考えております。

以上で説明を終わりますが、反映できなかったご意見につきましても関係課で情報共有を図りまして、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

ただいま、資料3の第3次新潟市障がい者計画(案)につきまして、第3回、第4回の意見とパブリックコメントの意見をどのように計画に盛り込んだかということを中心に説明いただきました。資料3、障がい者計画につきまして、何かご不明な点、あるいはこのように修正してはどうか等、ご意見をいただけたらと思います。第3次新潟市障がい者計画につきまして、第1部、総論の部分でお聞きになりたいこと、修正すべき文言等ございませんか。第1部の総論です。計画策定の趣旨から新潟市における障がいのある人のニーズまでですけれども、何かございませんでしょうか。

(高岡委員)

質問よろしいですか。発達障がいの方に対する手帳制度はないとなっておりますけれども、私は、現在、発達障がいの方は精神障害者保健福祉手帳を持っていらっしゃるかと承知しております。11ページの統計数値とグラフでお伺いしたいのですが、この中で行政データとしては、精神障がい者と、発達障がい者との区分をなされているのでしょうか。それとも、これには発達障がい者として交付されている福祉手帳は入っていないのか、どちらなのでしょう。

(事務局)

手帳所持者の中には発達障がいの方も入っておりますが、手帳所持者の内何パーセントとか何人が発達障がいだという区別はしておりません。

(島崎会長)

ほかにございませぬか。第1部、総論についてのご意見、修正すべき点等です。

特にならぬようでしたら、第2部、各論の1、地域生活の支援、それから2、保健・医療・福祉の充実、18ページからになっておりますけれども、この部分についてお聞きになりたいこと、あるいは修正すべき箇所等、追記修正的な意味も当然含めてですけれども、ございませぬか。

今日、オブザーバーでご出席いただいております山賀会長からも、ぜひ、お気づきのところについてご意見等いただければと存じます。

(遁所委員)

意見というか感想になりますけれども、21ページの年金のところでは。現在、今月、2例ほど年金にかかわる計画相談に従事しまして、その感想なのですが、就労継続支援B型、あるいは地域活動支援センターにかかわるようになって、施設長、それから職員の皆さんは年金のところも含めチェックが入る、業務上そこまでかかわるようなかかわり方ができていないのですけれども、計画相談に入るとそういう細かいところが掘り起こされます。しかし、基幹相談支援センターというのは4か所なので、4人の今の相談員の人たちが虐待、権利擁護等にさまざまな、特別に支援を要する人たちのためのケース会議とかいろいろなところに奔走されているわけでは。

これは感想なので直せとかそういうことではないのですけれども、計画相談が100パーセントと申しますか、充実した暁には、それが今走っている最中でも、この年金というところを頭に置きながら支援していくべきなのかなど。具体的には年金なのです。しかし、例えば、地域活動支援センターの利用、就労Bの利用をするときに手帳が必要だと、あるいは医師の意見書が必要だということで、そういえばこの人の所得保障はどうなっているのか、ないではないかと。年金はという話で始まるのです。そういう意味では、ここに文言を書いていただいて大変ありがたいのです。また、計画相談においても入れてもいいのではないかと気がいたしました。

さらに、前もこの場で発言させていただいた内容ですけれども、年金をもらえる人は肅々とこの窓口でいいのですけれども、年金をもらうのに大変であると。40歳を過ぎて初めて年金がもらえることが分かって、例えば、5年の遡及という手続きにおいては計画相談・基幹型は無理です。社会保険労務士や弁護士。特に訴訟になれば弁護士になってくると思うので、そういうことも踏まえたこともこういう福祉計画案の中に盛り込まれればと思いました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

年金については継続的に受給できるかどうかという辺りの課題について、最近報道されてい

てそこでは、新潟県は数値が低かったように思います。今の遁所委員のご感想ということですが、制度周知や受給支援に努めという辺りで、相談業務の中でこの辺についても一歩踏み込んだ形で支援をしていくという方向性が少し見えるような計画であっても、ここは大丈夫ではないかと、今お聞きしながら思いました。少し検討できる範囲かなと思います。遁所委員、そのような感じでよろしいでしょうか。

(遁所委員)

そのようなニュアンスで。

(島崎会長)

どうでしょうか。今の遁所委員の、感想ということですが、全体の中でそういうところを書き加えられる箇所があれば、相談業務のところ。経済的な支援、相談体制の充実、地域生活支援、在宅サービスの充実というところでの書きぶりでありますけれども、これについて、(1)に入れられたら。重なりますか。ご感想ということですが、少し修正できる場所があれば入れていけるといいかと思えます。

(事務局)

では、今、具体的なものが思いつかないので、少し検討してみます。

(片桐委員)

ここで私が発言する場所かどうか分かりませんが、特定疾患医療受給者証の交付についてですけれども、今年の1月から、国の施策なのでしょうけれども変わりました。それで、1年間に二度交付の請求をしたのですけれども、難病患者については市役所に行ってもらう手続きをするのにそれこそ大変難儀なのです。難病だからよくなるわけではないから、国民健康保険の保険証みたいに半年で1回ずつ黙っていても送られてくるというようなことがありますよね。そういう方向で何かいい方法がないものかと常々言われておりましたので、ここでお願いというか、意見を言わせてもらいました。

それからもう一つ、24ページの主な事業の中で、新潟市障がい者大運動会と新潟県障害者スポーツ大会開催事業がありますが、新潟県障害者スポーツ大会開催は新潟県で全体でやるので、皆さんよろしいかと思いますが、新潟市障がい者大運動会となると新潟市以外の人は参加できないのでしょうか。その点、少しお聞きしたいと思ひまして、お願いします。

(事務局)

まず、一つ目の受給者証については、今日、担当課がおきませんので、伺ったご意見を担当課に伝えたいと思ひます。

それから、二つ目の新潟市障がい者大運動会は新潟市の障がい者の社会参加を目的としているということと、それから健常者との交流を目的としておきまして、実際にはどなたでも参加

できる大会となっておりますので、市外の方も当日おいでくだされば参加できますので、盛り上げるために、ぜひ、参加していただきたいと思います。

(佐藤委員)

35 ページの安全に通行できる歩行空間の確保というところで、お願いします。

今年、雪が12月に降りまして、そのときに何回か除雪してくれるので非常に助かるのですが、私の車を止めている車庫の前にせっかく除雪してもまた置いていくものだから、何回もやっているうちにどうもおかしいなと思って除雪してくれる人に聞いたら、平等に抜けていくとどこの家でも自分で前をどけなければならないという話になったもので、これは高齢者や障がい者が一生懸命どけたところをまたどけて、せっかくどけたところに積んでいかれると非常に苦しいもので、そういうときに、これは高齢者だけの家ですとか障がい者がいる家ですという形で、何か目印になるようなものが出たときにはそのところへ雪を積まないでいってもらいたいという切なる願いでございますが、そのようなことはできるものなのかどうなのか。思いやりというか、あるいはちょっとしたことなのでしょうけれども、そのようなことは可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

(島崎会長)

今、佐藤委員からお出しいただいたのは35ページということで、生活環境の整備のところになります。恐れ入りますが、今、1と2のところでお聞きしていたものですが、そのところで、もし関連のご質問等があったら一緒に事務局からお聞きしたいと思いますけれども、佐藤委員、それでよろしいですか。

進めさせていただいて、第2部各論の1の地域生活の支援と保健・医療・福祉の充実のところはご確認いただけたということでよろしゅうございますか。

それでは、第2部各論の3、4、資料3の29ページの療育・教育の充実、それから32ページの雇用促進と就労支援、34ページの1行目まで上がっておりますけれども、それぞれの関係の委員をはじめどなたでも、ご不明な点がありましたら、あるいは修正すべき文言等がある場合にはどのような文言に修正すべきか具体的にお示しいただきながら、ご意見をいただければ幸いです。

いかがでしょうか。事前にお読みいただいていると思いますので、特にご意見等なければ進めさせていただきたいと思います。

では、第2部各論の5、今ほど佐藤委員からもご意見が出されたところですが、生活環境の整備、それから障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護の推進、第3部、計画の推進に向けてということでございますけれども、いかがでしょうか。すみません、佐藤委員、ご意見をいただいて。先に進めさせていただきましたけれども、雪の問題等については季節柄リ

アリティのある話でございますけれども、いかがでしょうか。例えば、このような形での対応事例がありますということですか、何かありましたら。佐藤委員のほかのところでも、ほかにご意見ありましたらお出しただければと思います。

除雪に関しては、町内で対応したりとかいろいろな形での対応があろうかと思っておりますけれども、町内ごとでもあったりしますが、全市的にどのような方向なのかというところで、少し確認できればいいのかなと思われました。

(事務局)

先ほどの片桐委員の意見も合わせまして、担当課に考え方を確認してみたいと思います。少し間隔が空いてしまって申し訳ないですけれども、次回、各課の考え方、どういう考え方なのかお示しできればと思っておりますので、それまでには確認したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

要するに、自分がどけたところにまた積んでいくものだから、これが大変なのです。難儀して抜けたところにまた置いていかれると、今度は体が動かなくなるものだから。まさに何回も除雪してくれるのはありがたいのだけれども、そういう状況になるので、せめてそのときに旗でも何か出しておけば、この人の家は積み上げなくてすむのだということでもいいのです。それだけの話なのです。

(遁所委員)

ついこの間の西区の自立支援協議会のケース会議で、社会福祉協議会の方から災害時要援護者の方に対する緊急のものを配布するのにどうしたらいいのかというご意見があったときに、今の佐藤委員がおっしゃるような旗を立てるということになると、振り込め詐欺とかそういうものの目印になるということで、むずかしいという流れなのです。36 ページに書いてあるような災害時の要援護者名簿等の手上げ方式のところ、例えば、うちは高齢者がいるから除雪というようなところの、手上げで希望者のみの名簿を作って市が把握するという流れでどうでしょうか。この前のケース会議でお話しした内容です。

(島崎会長)

ありがとうございます。社会福祉協議会で一人暮らし高齢者のところに配布しているキット、冷蔵庫に入れておくというものもシールは表側に見えないように貼るといふ。堂々と貼ってしまうと、一人暮らしなので、どちらかという悪質商法とかそういうほうに狙い撃ちされるのではないかということで、なかなか難しい部分があるということなので、それを自治会が把握するという形、要援護者名簿の中に入れてということになると対応が可能なのかなという具体的なご提案があったということです。それはぜひ、担当課にお伝えいただいて、具体的な検討

として次年度、冬に向けて、佐藤委員にはまだまだ雪が降りますのでしんどいところがありますけれども、ご連絡いただければと思います。今後、施策の中で検証していくことに上げておけばと思います。ありがとうございます。

資料3の第3次新潟市障がい者計画（案）につきまして、全体を通してご説明いただき、それぞれくりながらご意見等いただくことで進めてきましたけれども、いかがでしょうか。現計画のところで見ますと、福祉計画と障がい者計画の間に参考資料、主な事業の概要ですとか、資料編としましてキーワードについての説明ですとか、やはり大事な法律について上げてあります。それは総論のところでも、今、障がいのある人たちを取り囲む環境が大きく変わっていろいろな法律を施行して今後実施されますということが書かれてあります。障害者基本計画もそうですけれども、障害者差別解消法や障害者優先調達推進法、改正障害者雇用促進法で精神障がいが入っていつから施行ですとか、そういうようなことで、総論のところでも取り囲む環境が、国内法の整備が、障害者権利条約の批准、発効にもなってなされてきていますというようなことについて、ぜひ、入れていただければと思います。このような冊子になってくるのは今年の5月か6月末にはなるとはなるとは思いますが、このキーワードや資料編に入れたほうがいいというものがそれぞれの分野や何かで、これからはこうだということがあればお知らせいただいたり、事務局と一緒に調整しながらと思っていますが、この辺のところでも何かご意見ございましたら。今でなくても、後でお気づきのところは、先ほどの施策審議会への意見のペーパーにお知らせいただいてもいいかと思えます。今回は大きく変わった部分がありますので、この資料編にはしっかり入れられたらいいかと思えます。

特にないようでしたら、議事の（3）を終了させていただきます。

（4）第4期新潟市障がい福祉計画（案）について

（島崎会長）

次に、議事（4）の第4期新潟市障がい福祉計画（案）に移りたいと思います。第4期新潟市障がい福祉計画につきましては、第4回で素案を検討していただきましたけれども、資料が当日配付であったということもありまして、事前に委員の皆様から資料を見ていただいて十分議論するところには少し不足していた部分もあったかと思えます。今回、事前に送付させていただいて、見ていただけているのではないかと思いますし、少し時間を取って議論させていただきたいと思っております。資料4、第4期新潟市障がい福祉計画（案）のほうですけれども、これも障がい者計画と同様に目次を見ていただきたいと思えます。1の計画策定の趣旨から9の計画の達成状況の点検および評価まで九つの項目がありますけれども、最初に資料4を事務局から一括でご説明いただきまして、1の計画策定の趣旨から新潟市における障がい

のある人を取り巻く現状までを一括りにして、7の平成29年度の成果目標から9、計画の達成状況の点検および評価を一つの括りとして、ご意見をいただければと思います。福祉計画につきましてもご不明な点があればご質問いただき、また、修正すべき文言等、ぜひこういうことも入れてはどうか、どのような文言に修正すべきかということと併せてご意見をいただけたらと思っております。

今日は遁所委員が3時で退席と伺っておりますので、もしありましたら早い段階でご意見をいただければと思います。

それでは、事務局から資料4の福祉計画について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4の説明をさせていただきます。先ほど同様、資料1と2も使ってご説明させていただきたいと思っております。資料1の4ページが福祉計画についての意見になりますし、資料2は6ページ、7ページの13、14がこれの対象となっております。また、会長からもお話がありましたが、審議会でもいただいたご意見の中で回答済みのものにつきましても、確認も含めてご説明させていただきたいと思っております。

申し訳ございません、資料4については網掛けが間に合わなくて分かりにくくて申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。まず、資料4の5ページから6ページにかけて、自立支援協議会の関係の部分でございます。これにつきましては資料1の4ページの下から四つ目のご意見に対応するものでございます。自立支援協議会に関し、その機能や役割などを多くの人に知ってもらうような情報発信の必要があるというご意見を踏まえ、島崎会長からご助言いただき、また、自立支援協議会の山賀会長とも相談して、これまでは(3)の相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方だけだったのですが、そこから自立支援協議会の役割を(4)として起こしまして、協議会の機能や役割について記載いたしました。また、現計画にも載っております自立支援協議会の組織図や各会議の役割等についても引き続き掲載し、協議会の機能や役割が分かりやすいように配置したつもりでございます。

次に、16ページをご覧ください。16ページの(4)成果目標を達成するための対応の17ページの一番上の部分でございます。これは資料2の意見14の部分になりますが、「障がいのある人を多数雇用している企業に対し、優先的に市が発注を行うことで、障がいのある人の安定した雇用につなげます」という文言のところになりますが、この障がいのある人というのに難病患者の雇用数もカウントするような仕組み、システムを設けてはというご意見でございます。この部分で記載されているのは、我々のほうの事業でいいますと多数雇用事業者優遇制度というものがございます。これは、今、障害者雇用促進法の算定に準じて何パーセントという率があるわけなのですが、その率を大きく上回っている企業に優先的に発注するような仕組みの制

度でございます。これにつきましては障害者雇用促進法の算定方法に準じているため、ご意見のとおり、今、難病患者が含まれていない状態でございます。このご意見を踏まえまして、私どもの多数雇用事業者優遇制度の算定方法の見直しをしたいと考えております。文言の修正はございませんが、意見に対する市の考え方としてご説明させていただきました。

次に、18 ページをご覧ください。18 ページの一番下の④の部分、重度訪問介護の数値のところにつきまして、資料 1 の上から四つ目のご意見ですが、重度訪問介護あるいは行動援護の見込量をもう少し検討したほうがいいのではないかとのご意見がありました。これにつきましては、重度訪問介護の数値を重度訪問介護の伸びに行動援護の伸びを加えた数値に見直し、素案に反映させております。前回の審議会でもご報告させていただきました。

次に、19 ページの中ほどの①の短期入所についてです。これは資料 1 の上から三つ目のご意見ですが、短期入所の受け皿が必要であり、数値を増やしてはというご意見がありましたが、これにつきましてはなかなか短期入所をやってくれる事業者が見つからないということの中で、3 年間の計画の中では実態に近い数値で盛り込んだということで、これも前回の審議会でご報告させていただきました。

次に、21 ページをご覧ください。21 ページの一番下のグループホームの部分です。これは資料 1 の 4 ページの一番上のご意見です。いわゆるグループホーム、旧ケアホームと旧グループホームというように分けたほうがいいのではないかとのご意見、重い方のホームという観点からのご意見だったと思いますが、計画の中では今後できる施設につきましても分けることが難しいということから、トータルとしてグループホーム全体で考えていきたいということで、これは前回の審議会でお話しさせていただいておりまして、分けていないという状況になっております。

次に、22 ページをご覧ください。これは資料 1 の一番上の計画書の部分ですが、ご意見は資料 1 の 4 ページ上から 2 番目のご意見、もっと相談事業所を増やすようなサービス見込み量の設定にしてほしいというご意見をいただいております。当初の数値は計画相談支援等の体制整備を進めている状況から、事業者からの請求件数を基に算定していましたが、平成 27 年度からは計画相談支援等の完全実施ということで、支給決定者を基にした見込み量に見直しまして、素案に反映させているということでございます。これについても前々回でしたか、お話しさせていただいたところです。

次に、24 ページをご覧ください。一番上の④の保育所等訪問支援の部分です。利用者が月に二人ということで、別の数値があってもいいのではないかとのご意見がありました。これは資料 1 の一番下のご意見です。これにつきましては、現在、幼児ことばとこころの相談センターが行っている保育園や幼稚園を訪問しているということにつきましては、国が定める保育所

等訪問支援に該当しないということでカウントしていないことや、保育所等訪問事業を行う事業者がない状況で、実態に近い数値で計画に盛り込んだということを前回ご報告させていただいております。

次に、29 ページをご覧ください。29 ページの一番下の障がい者 I Tサポートセンターです。これは資料 2 の 13 のご意見でございます。似たような表記がいくつか、箇所数であるところがあるのですが、ご意見としては、活動指標の単位が箇所で 3 年間とも 1 というのはどうなのかと、もう少し活動内容が分かるような指標、例えば相談件数なども併記してはどうかというご意見をいただいております。これにつきましては、現在、I Tサポートセンターが当初は障がいのある方に直接的支援を行っていたのですが、数が多くなってきたということもありまして、今、支援を行う人の養成にシフトしております、間接的支援に移行しているところです。今後、支援者を通じた相談件数や支援の件数はかなり増加する見込みでございますが、支援者が何件相談に乗ったかというのを把握するのが困難なため、この計画の中には相談件数が載せられないということで、今のままになっております。

次に、32 ページです。ここは修正をお願いいたします。一番上の相談支援の上から三つ、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のとなりの単位の部分ですが、「人分（月）」となっておりますが、単位は「人（月）」になりますので、「分」を取っていただきたいと思っております。また、地域政策支援の一番右側の平成 29 年度の見込み量が空欄になっておりますが、数値は 28 が入ります。申し訳ございません。修正をお願いいたします。

最後に、これは資料 1 の下から 2 番目のご意見です。成年後見制度利用支援事業に関して、自立支援協議会の権利擁護部会で提言した権利擁護センターの設置について、またワーキングチームを作って検討するとしていたが、据え置きになっているというご意見でございます。これにつきましては、現在、検討中の条例と関連する部分もあり、また社会福祉協議会で成年後見センターというのを設置されておりますが、条例作りを優先して作っていきながら、条例作りが落ち着きましたら条例の内容、それから成年後見センター等もいろいろ問題といたしますか課題があると伺っていますので、その動きなども見ながら、改めてワーキングチームを作りたいと考えております。

以上になりますが、計画に反映できなかったご意見につきましても、今後の参考にさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局から資料 4、第 4 期新潟市障がい福祉計画（案）についてご説明がありました。1、計画策定の趣旨から、6 の新潟市における障がいのある人を取り巻く状況について、

1 ページから 12 ページのところを一括りにして、何かお気づきのところ、ご意見、修正すべきところ等ございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

私からお聞きしてよろしいでしょうか。今更ながらという感じで申し訳ありません。2 ページに計画の位置づけということで、「新潟市の地域特性を踏まえて策定したものです」という記載がありまして、これがもう 1 か所くらい書いてあるのですけれども、新潟市の地域特性を踏まえて策定したものですということは、具体的にどの辺りになるのでしょうか。このニーズとサービス提供のバランスですとか量ですとかそういうところが、特に、県内他市あるいは政令指定都市他市に比べて新潟市独自の地域特性を踏まえて策定したものですというところがどの辺りになるのか。この辺、私はこの立場にいながらきちんと見ておかなければならないところなのですが、何か分かりやすいところがあったらお聞かせください。

(事務局)

13 ページをご覧ください。(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行の部分です。一番下のところ、施設入所者数です。国では入所施設の数減らしてくださいという通知になっておりますが、新潟市は待機者の状況等を踏まえ、施設の数減らさないということで3年間同じ。施設数を減らさないで待機者を解消するというのが新潟市の大きな特徴の一つではないかと思っております。大きなところとしてはそのようなところでは。

(島崎会長)

新潟市の特徴的なニーズというか支援、求められている部分としてとか、地域特性を踏まえて策定したというのが計画の位置づけとなると、何かあるのかなという感じがしますが、これを踏まえて策定した、実際、その部分があるというご説明でしたので、特に新潟市においての特徴的なところとして、今のような部分があって、それについては目標を設定せず待機者の解消を目指しますみたいなことが 13 ページの数値目標の白丸辺りのところに書いてあってもいいのかなと思いました。

(遁所委員)

すみません、3時に帰るものですから。

言葉にこだわるという話と、まず、5 ページのところなのですが、(4) の最後の行に施策提案や専門的助言などの役割が期待されているという、これが一番全体会で必要な部分ではないかと思ひまして、そこに四角で囲ってあるところを見ますとそこがまた消えているような感じがします。全体会を傍聴したり、自分も参加した経験から、時間の関係もあるのですけれども、せっかくお集まりいただいた委員の発言がほとんどなく、何となく報告で終わっていると。せっかくの自立支援協議会の全体会では数多くの議論を重ねてきたところの経過も含めて、ワーキンググループ、それから部会をもっと頻繁に作っていくということで、全体会の委員の皆さま

んにもっと積極的にかかわっていただきたいという気がします。そのための文言としては、ぜひとも四角の中に冒頭、一番上に施策提案、部会、ワーキンググループの設置というものをに入れていただきたいのが印象としてございます。これは意見です。

後は言葉尻なのですが、特別支援学級等の研究員として参加させてもらう中で、上越教育大学の大庭先生のお言葉なのですが、困難事例という言い方をよく福祉業界ではするけれども、困難事例という言葉よりも特別に支援を要する人たちというような言葉にしてほしいというのが教育関係の教授からございました。それを福祉計画の中に入れろということではないのですが、そういう意見があったということを付け加えます。

あと、17 ページで、この議論するページではないのですが、失礼するので。同じように、就労継続の社会福祉法人の皆さんとお話をする機会があったときに、上から2行目の授産作業。授産という言葉はどこかのシンポジウムで使っていないと。例えば、就労継続事業とか、就労継続と事業という言葉が主なようだけれども、もっといい言葉はないかということで終わったのです。もしでしたら、ここにいる皆さんの中でもっといい言葉を、特に今日はハローワークの方は来ていらっしゃるじゃないですか。ハローワークの方から提案してもらったらいいのですけれども、授産作業というのは使わないほうがいいのではないかとのご指摘をさせてもらいます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

困難事例のところは特別な支援を必要とするということでしたか。

(遁所委員)

特別に支援を要する。

(島崎会長)

文言の授産をどうするかという部分と。

(遁所委員)

そちらのほうがメインです。

(島崎会長)

そうですね。授産は使わないと思います。後は困難事例のところ、それから役割のところ。私も同じ意見です。前に山賀会長から、先回ですか、ご発言いただいたときにこの部分はとても大事な部分ではないかということであったと思いましたので、ぜひ、入れていただければと思います。

遁所委員、ありがとうございます。またお気づきのところがありましたら、ペーパー等でいただけたらと思います。

(柏委員)

4 ページの日中活動系サービスの保障ということを探していたのですが、地域活動支援センターⅢ型について、新潟市では補助金の基準を変えるということで新聞に出ていて、精神障がい者のⅢ型のところから反対意見が出ていると思うのです。このことについて、今、どのように進んでいるかということが一つ。

それから、精神の人たちの特徴というものを、病気でということも一つありますけれども、定期的に通えないということもありますけれども、それ以上に発病年齢がそれぞれ違いまして、そこから地域に暮らしていくまでの間にはそれぞれデイケア的な機能とかコミュニケーションとか差別と闘うとかそういういろいろな、もう一度行き直すみたいなところがとてもあるのです。ところが、それに関してⅢ型で果たす役割というのはとても大きいと思うのです。居場所というところがあって、その中で、例えば、自分の意思を伝えることを覚えたりコミュニケーションを覚えたりということがあるのと、精神障がい者に対してのいろいろな情報は各病院とかかかわっているサービスのところから入ることもあるのですが、当事者の人たちが集まる中で、自分に適したことの話し合いとかというところで非常に参考になったり意欲を持ったりすることがあるので、その辺の精神障がい者の特徴のようなものを生かした保障というのですか、日中活動系サービスの保障ということをお願いしたいと思います。この予算のことも含めてお聞かせ願えればと思います。

(島崎会長)

柏委員、この中でこういう書きぶりで修正ですとか、そういうことは直接的にはございませんか。

(柏委員)

保障しますと書いてあるのでいいとは思いますが、具体的な数値では内容が伴わないということ。

(島崎会長)

具体的なこととしてどういう中身があるだろうかということでございます。

(事務局)

まず、Ⅲ型の見直しの部分につきましては、12月に新聞に載ったようなものを受けまして、最終案といいますか、一部また修正をしようかということで、実は来週議会報告をする予定にしております。それを受けまして、2月9日にまた各施設に集まっていただいて最終案をお示ししようという動きになっております。そこでまた新しい話をさせていただきたいと思っています。

それで、居場所的なⅢ型というお話があったのですが、Ⅲ型はやはり社会参加と生産活動と

いうのも一つ基本事業になっている事業ですので、居場所的ですか、まずは社会参加のために家から出ようとかという部分についてはⅠ型が望ましいのではないかと考えています。安定してくれば今度はⅢ型で日中活動をできればと思っておりまして、今後、Ⅰ型の整備も力を入れていきたいと思っております。今、Ⅰ型は1か所ですが、来年4月からもう1か所開設する予定にしておりまして、そういう方向で考えています。来たり来なかつたりの居場所としての使い方としては、本来はⅢ型よりもⅠ型のほうが本来の趣旨に合うものだろうと考えています。

(柏委員)

それについてⅠ型がということ、私もそれは分かるのですが、現在ではそのⅠ型はまだ整備されていない、それほど多くないということでⅢ型でその機能を果たしているところもけっこうあると思うのです。ですから、その並行するところでは、今、早急に施設の人たちの同じようなⅢ型でやるのは少し早すぎるというか、もう少し整備をしてからと思うのです。それから病院のデイケアというところはほとんど移動がなくて、かつて新潟市には県の精神保健福祉センターが政令指定都市になる前には新潟市にありまして、そこでデイケアをやっていたこともあります。そのころ通っていたお子さんは、多分、40歳近くになっている方だと思うのですが、家族とともにSSTとかいろいろなコミュニケーションの指導などを受けて、家庭の中でも落ち着いて生活したり次に進めるような力をご本人が育てている結果がありますので、今すぐⅠ型だからということで精神に関してⅢ型を変えるというのは少し考えていただきたいと思っています。

(事務局)

きっぱりと来年から100パーセント変えるということではなくて、経過措置も設けたいと思っています。また、具体的な案については、すみません、来週、施設を通じてご説明させていただきたいと思います。

(柏委員)

よろしく申し上げます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

具体的、直接的なご意見で、今後に反映させていきたいということでよろしいかと思えます。ありがとうございます。

(丸山委員)

直接これもどう修正してほしいとかという話ではなくて、実際に走りながら進め方、あるいはその次の年度も含めてという、少し長い目で見なければならぬのかなと思っています。

私は発達障がい立場から話をさせていただきますと、5ページの図を見ても、先ほど出て

いる基幹相談支援センターのようなものを作られてきてと。非常にマルチな、何でもやりますという窓口、それはそれで意味もあると思うのです。ところが、発達障がいに関しては全く逆行してしまっていて、わずかな人数で専門でない人がやってもそもそも支援できません。実は、非常に専門性を持っているジョインがそのいい例で、彼らは非常に素晴らしい支援をしてくださっていると思います。むしろすべてをマルチ化させるのではなくて、障がい種別を含めてもっと専門性のあるところを充実させるという施策も並行してやらなければならないのではないかと私は個人的には考えております。

それから、先ほど第3次新潟市障がい者計画の中の14ページでしたか、あそこにもありましたけれども、アンケートの統計の結果もそうですけれども、ジョインに登録している800名くらいの中から二百何名を抽出したというような統計の取り方、あるいは精神障害者保健福祉手帳で共通しているから精神障がい者の方の中に混じっているだろうという中で、実は、行政にお願いしたいのは、手帳レベルでは発達障がいは専用の手帳に分類されていませんが、厚生労働省は検討しているとは言っていますけれども、現実どこまで動いているかは私も分かりません。発達障がいの人間というのは、いわゆる認定された方が新潟市に一体何名いるの。これは診断書を見れば分かるはずなのです。病院で診断を受けて診断書が発行されていれば、自閉症であるとかアスペルガー症候群だとかLDだとかいろいろな診断名がついていますが、それは確実にカウントできるはずであると。手帳レベルでやってしまうと全く見えないということです。ものすごい数がいることは事実で、厚生労働省の発表で平成22年で6.2パーセントいて、昨年辺りは10パーセントと言っています。つまり、小学校30名ちょっとのクラスで1クラス3名いるということをはっきり言っているわけです。

何を申し上げたいかという、この計画全体をまとめる中で根本的に抜けているのが、発達障がいの立場から言うと障がい児の問題なのです。幼児は別としても、保護者を含めて発達障がいというものを当事者が受容するところをどうするかというのが実は最大の問題で、何らかの機会で障がいがあることを受け入れた方々を対象にしてすべてが動いていると。そうすると、約1割いる、欧米では20から30パーセントというのとはもかくとして、障がいの程度も含めて10パーセントいるという厚生労働省の統計データを見ても、新潟市に80万人いたら8万人いるということなのです。その程度は別として。それがどうして800名が母数になるのかという、この辺の矛盾をクリアするのは障がい受容の問題だろうと。この辺は学校も非常に、医師免許もない人がおたくのお子さんは少しおかしいから発達障がいではないですかと言ったらとんでもないことになります。大学の教授と話をしても同じことを言います。簡単に言えません。それはそのとおりだと思うのです。ハローワークの方も同じことを言っています。職を探しに来ると、どう見ても発達障がいだと思う人は経験的に分かるけれども言えないと。

これが現実なのです。これを全部詰めると障がいの受容の問題という。これをぜひ、計画をまとめるときの大きな前提としてこういう問題をどう行政で取り組むかという辺りも取り上げていただけると大変ありがたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。非常に大事なところで、次年度以降、また具体的に、数値的にどうなのだろうか、診断書がどの程度出ているのだろうかとか、おさえられるところを今後見ていくことが可能であれば、そういうこともどうしたら取り組めるだろうかというような検討も含めてだと思えます。現計画のところではどうでしょうか。厳しいかなという感じなのですが。具体的な障がい受容のための保護者支援ですとか周辺の支援も含めて、どうしていったらいいのだろうかというような具体的な支援のあり方にかかわってくるお話だったと思いますので、今後、丸山委員からもご経験に基づいたご提案なども積極的にいただきながら施策の中で検討していけばいいのかとお聞きました。私がまとめてしまうとまずいですが、事務局から何か、特にございませんか。

(事務局)

受容の問題は非常にこちらにも悩ましい問題という分析がありまして、やはり、検診等でグレーゾーンの子どものかなということで、そこが一番ネックになっているのは事実でございます。また、実際にジョイン等の相談で初めて認めたというケースもあります。そもそもまだ発達障がいという言葉が浸透し始めてきたという、法律ができたのはいつだったか忘れちゃったけれども。

(丸山委員)

2005年です。

(事務局)

そうですね。10年くらいですか。これから周知がさらに図られていけばまたもう少し変わってくるのかなというのがありますが、今の段階では、丸山委員おっしゃったとおりその受容についてはこちらにも非常に悩ましい、つかみきれないと。また、中にはそういう支援がなくても生活できていける人もいらっしゃるわけなので、非常に難しい部分だなと考えております。今後またご相談していきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸山委員)

よろしく願いします。

(島崎会長)

ありがとうございます。

お時間もでございますので、次の13ページから終わりのところで、平成29年度の成果目標の

辺りから後ろのほうまで、何か不明な点、ご意見、あるいは修正すべき文言等ございましたらお出しいただければと思います。

(松永委員)

松永です。

同行援護のところなのですけれども、平成26年度までの実績、それから平成29年度からの見込量があるのですけれども、見込量を増やしてきてあるのですけれども、実際にこれができるかなと、私は不安に思いました。というのは、同行援護のヘルパーが足りないという話が伝わってきますので、見込量に実際にできるかなという気がします。同行援護がスタートしてから3年間、昨年9月まで、みなしということで同行援護の研修を受けていなくてもある程度の実績の方々が昨年度までやっておられましたけれども、厚生労働省も実際に同行援護のガイドヘルパーとかがなかなか育ってこないということで、みなしの期間を3年間のばしたわけですけれども、その中で実際に同行援護の研修を受けて事業に就くガイドがどれだけ増えてくれるのか、少し疑問に思いました。実際には各事業所が公募してやると思うのですけれども、計画を立てた段階で少し疑問に思ったのです。新潟市全体を見た場合、中央区のほうはいいのですけれども、秋葉区とか南区とか郊外のほうへいくと、実際には同行援護をやってくれる方がいないからなかなか出られないという話が視覚障がい当事者から入ってきます。ホームヘルパーをやりながら同行援護のガイドもやるという方々もおられるわけですので、そうすると、実際に動ける時間が少ない中になってきています。見込量を上げてくださったことはいいのですけれども、実際にどうなっているのか。研修を受けても時間単価の給料が少ないからすぐやめるといっても実際にはあるわけですけれども、その辺をどうお考えになっているか、少しお聞きしたいと思います。

(島崎会長)

18ページに上がっている同行援護、平成27、8、9年度の見込量が出ているということについての松永委員からのご質問、ご意見だったと思っていますが、いかがでしょうか。

(事務局)

この数字につきましては実績の過去の伸び率から数値を上げているわけですが、今、松永委員からいただいたご意見を踏まえまして、ガイドヘルパーの養成の部分については、すみません、今、データ等を持ち合わせていませんので、この上げた数値が達成できるようなことをまた施策の中でやっていきたいと思っています。

(松永委員)

よろしくお願ひします。全国的に見ると新潟市の場合は非常に進んでいるほうだと思っています。いろいろアンケートだとか、私たちが全国を調べるとそういう感じがしていますので、

上げた見込量がばっちりいくように、ガイドの養成もよろしく願いいたします。

(山賀会長)

自立支援協議会の全体会からということではないのですが、私自身、江南区の自立支援協議会の会長も務めているのですけれども、その中で、先般、自立支援協議会の話に上がったのが、資料に載っている児童福祉法に基づくサービスです。放課後等デイサービスとか保育所等訪問支援がなかなか保育の現場で周知されていないのではないかとということが出て、実は、見込みの数字もきちんとサービスが周知されてくるとニーズが増えてくるのではないかと推測されるのです。江南区としてはできるところからということで、江南区の障がい児を持つ親たちにできるだけ早めに、こういうサービスが学校に上がると使えるとかそういうことを周知する機会を設けることによって保育園、就学前から就学時に対してスムーズに福祉サービスを使えるようになっていくのではないかと考えているところなので、この辺も今後注意深く皆さんからも見ていただきたいと思います。ただ、実績としては少ないということではなくて、実績が少ない背景には何があるのかということ、江南区の自立支援協議会としては、やはりPRというか制度の周知が足りないのではないかと。特に、保育所関係ではこういう放課後等デイサービスを知らない保育所が多いのではないかと。あるいは、保育所等訪問支援は保育所だけではなくて、学校に入っても使えますということもやはり知らない方が多いのだろうということが、そのときにいろいろ意見が出ましたので、お伝えしておきたいと思います。

(島崎会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。障がい児支援の提供体制の確保に対する基本的な考え方ということで、今回、この計画の中にきちんと位置づけて入れていくということになっているわけで、それと合わせて、今の山賀会長のご意見は非常に大事にしていかなければならないのではないかとお聞きしましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

そのように周知を図っていきたいと思います。実際に、発達障がいだけになってしまうでしょうか、保育園と幼稚園すべての園にコーディネーターを置こうということで、昨年度から研修を実施しております。保育園等における障がい者の受け入れ状況というのは年々上がってきています。そのような中で、市内に二百二、三十の保育園、幼稚園があるのですけれども、昨年度、定員50人で募集したら80人くらいの申し込みがあったので、80人の方を対象に研修を行ったのです。非常に障がい児に対する意識が高いなという認識はそのところでは持ったところですが、それは何年かやることによって全園にコーディネーターを置いていこうということで、今、進めております。昨年受講した方については、今年度、フォローアップ研修ということで、実際に現場でどういうことで困ったかということをフォローしているところです。

そのような中で、放課後等デイサービスや児童発達支援センター、保育所等訪問支援についても、そういう制度があるというご紹介をさせていただきたいと思います。実際に放課後等デイサービスと児童発達支援については比較的やりたいという事業所が出てきていますので、この部分はサービス、これからまた施設が増えてくるのかなと感じているところです。貴重なご意見、ありがとうございました。

(島崎会長)

次年度から「こころん」が動き出すという部分もありますので、「こころん」を周知していくときに、保育所から小学校の辺りのところまで十分に、児童発達支援センターの専門機能が強化されてくる分も合わせて周知していくことが大事になってくるかなと思っています。ありがとうございます。

(柳委員)

34 ページになります。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業というところがあります。要約筆記者の登録見込みの数が 89 名とあります。89 名いるという数が出ていますけれども、それはだれになるのでしょうか。今まで、手話奉仕員、要約筆記奉仕員というものがあります。その数は分かりますが、来年度からは要約筆記の試験が始まります。そうすると、そのときに合格される方の数は分かりませんので、ここに出ている数がもしかしたら減る場合もあるのかなと思います。そうすると何かまずいのではないかと思います。そういう心配があります。市の考え方はいかがでしょうか。

(事務局)

ここも前年の伸びから数字が入っているということなのですが、柳委員おっしゃるとおり、よりレベルといいますか、技術の高い要約筆記ということで、いわゆる奉仕員から者への切り替えということで研修を行っております。ただ、その質とともに必要な量の確保というのも重要ですので、それは先ほどの同行援護の話とも同じですけれども、コミュニケーション支援という意味では大変重要な事項ですので、サービス量に応じた体制がとれるように努めていきたいと思っております。

(宇治委員)

成果目標を達成するための対応の中で、地域移行というのでしょうか、地域生活への移行に対する対応というところで、グループホームの整理とかグループホームの内容も少し多いかなと思っています。もちろん、グループホームは、今、足りない状況であるかと思っています。グループホームを増やすという方向は大事なことであるとは思いますが、私が精神障がいの方から相談を受けたりすると、精神障がいの方々はグループで生活することに抵抗のある方が割と多くて、みんながみんなではないのですが、コミュニケーションの部分や対人面

が苦手な人が割と多いので、一緒に生活するというのを好まない人が多いのです。そうすると、一人でアパート生活を希望される方が非常に多くて、できればそちらのほうの支援、地域で生活、精神障がいの人が地域で生活するための支援としては、グループホームだけではなくて、アパートで一人で生活したときにヘルパーをうまく入れるとか、相談もそうですけれども、そういう部分は割と必要になってきているのかなと、必要なのかなと思っています。

(島崎会長)

宇治委員、大事な部分だと思いますが、計画のところでは何かこのところがという、もし具体的にいただけるものがあればお願いします。

(宇治委員)

ヘルパーの人数を増やすとか、移行に関する対応のところでは、16 ページの、割と地域生活への移行に対する対応の部分がどちらかというとグループホームというところが強い部分が私の中ではあるのです。もちろんグループホームも必要で足りないとは思いますが、それに合わない人もたくさんいるので、そこにヘルパーを置くとか、そういう人的な支援を少し入れてもいいのかなと思います。

(島崎会長)

16 ページの地域生活、特に移行に関する対応というところで、グループホームなどのという居住の場の確保を困難にという部分がありますけれども、グループホームだけではなくて、単身で成立しやすいような、常に継続的な支援が得られやすいような住まいの確保ということのご提案だったと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

その方その方でグループホームがいいのか民間のアパートがいいのかというのはあると思います。グループホームの中でも、今はサテライトという形で新しい制度も、発達障がいの人や精神障がいの人に向いているのではないかと思いますけれども、サテライト型の制度もできております。例えば、民間のアパートを1階部分だけ借りてグループホームにして個別にすみながら支援していくというケースもあります。また、今、宇治委員から話がありました、ヘルパーがあればというお話だったので、その辺はまた今後自立支援協議会などの意見も聞きながら検討していきたいと思っています。

(島崎会長)

今小野課長がおっしゃった辺りのところが 16 ページのところでは少し反映できるといいかと思いました。グループホームなどの居住の場の確保のところでは、グループホームおよびサテライト的なのとか、何かすでにあるところを利用できるとか、今後そちらに向けて検討することがそれほど難しくないのであれば、前向きに入れ込んでいくということも可能かな

と、今、16 ページのところでは宇治委員のお話と小野課長のお話をお聞きしながら思いましたので、少し整理していければと思いますが、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。括りで見えてまいりましたけれども、資料4の第4期新潟市障がい福祉計画（案）につきまして、今日まだご発言いただけていない多賀委員、何かご感想でも。

（多賀委員）

この第4期に限らないのですが、以前、熊倉会長代理から強度行動障がいの方について受け入れがなかなか難しいという話が出たと思います。うちの施設でもそれに近い方がおられるわけなのですが、施設設備というか整備というか、そこができないとなかなか受け入れが難しいと。今、実際に施設待機の方でそのような方が実際におられるわけなのですが、今、検討という形でお答えをさせていただいているのですが、いざ1、2番に上がっている方もいますので、それを順番が来たらどうやって受けようかなということで、非常に一つの悩みになっています。当然ながら、我々の接し方というのもあるのですが、まず、設備を整えないと受け入れが難しいということもありますので、できればそのような補助金といいますか助成金のようなものがあれば、一つの部屋を個室化して強度を加えるといいますか、そのような形で受け入れをしていかなければ受けられないのかなと、今、実際に思っているところです。病院のほうにうちの職員が見学に行ったのですが、非常に言葉にできないような人間的扱いをされていないようなところで生活されている方が実際にいます。あれとはまた違ったような形で設備を整えて受け入れをするしかないのかなと今思っていますが、またこれは少し違う話になるかと思いますが、受けるにはなかなか設備面も整えていかなければならない状況があるのかなと思っています。

（島崎会長）

まさに計画につながるようなご意見だったと思います。具体的にどうしていくかということで、やはり今後検討していくことだと思っています。

（熊倉委員）

大変中身のある議論ができたと聞いておりました。

少しお願いというか、私どもとしても努力しなければいけないと思っていますけれども、自立支援協議会というところで、ごく具体的な仕掛けを作っていけないと打開できないような気がしてまいりました。今、多賀委員のお話にもありました強度行動障がいに対する対応というものもありますし、また、利用者の加齢化にともなう医療の確保とかいろいろな困難があります。そういう方々を処遇するための場所としてグループホームもあるかもしれないし、いわゆる小規模入所施設のさまざまな取り組み、そういう中でどういようように対応したらいいのか。実は、その予備軍が私どもの会員であって、そして親が亡くなるような年代にそろっとなろう

としていて、そういうような人たちがどのように処遇されていくのかという点を考えますと、今言われたいろいろなサービスを使ってこのような処遇のしかたのイメージを最初から利用者もよく勉強して、事業者や関係者が全部お互いの共通のものを持ちながら施設整備をしていって、それと現実の公的サービスをどう結びつけるのかということをやっていないと、どうも解決しないような、その中でさまざまな処理のしかたが出てくるのかなと思いました。私、少し勉強不足で、保育所等訪問支援というのがありましたけれども、それは利用者が頼めるのですか、それとも保育所が頼めるのですか。そういうこともよく分からなかったのです。

あともう一つは、医療機関に乗り入れできるのかとかさまざまところを実際問題として知りたいと思います。話がどんどん飛んでしまいますけれども、一人一人としては漠然とグループホームに入りたいと思っている人はいるのですけれども、どうすればグループホームに入れるかというのが案外と分からない。逆に言うと、そういう人たちを組織して仕掛けができればグループホームを作りやすくなるのではないかという観点。それから、組織的に本当に大規模なコロニー解体ということをしたほかの都道府県などはグループホームの作り方はかなり違ってきているような気がいたします。そういういろいろな知恵を出し合ってやれるような活発な議論の場が自立支援協議会ではないかという気がします。すみません、断片的であり参考にならなかったと思いますけれども。

(山賀会長)

熊倉委員がおっしゃったとおり、仕掛けについては行動障がいについても、今、運営事務局会議の中でもいろいろ揉んでいるところです。やはり建前だけではなくて、具体的に形、仕組み、システムがきちんと見える形にしていくというのも自立支援協議会の腕の見せどころというか役目かなと思っております。その方向性については皆さんにお示しするという段階は相当話が具体化してからの段階なのですが、現在も揉んでいるということです。

マイクをいただいたので、先ほどの遁所委員のご指摘について。ご指摘のとおり、やはり自立支援協議会のいろんな機能が当初の機能よりもさらに求められているのかなという点の一つ。そういう機能をどう示すかというのは事務局のほうでまた検討していただくとして、もう一つ、なかなか限られた時間の中で問題、課題を深める時間がなかなかないのではないかということもあるので、その辺が報告内容と議論というか、協議の時間のバランスなのだと思うのです。限られた時間の中でどうやってその辺の時間を確保していくかということもあって、私も前々回の司会進行をするうえでは、できるだけ参加された委員の皆さんから意見をいただくように努力はしているのですが、やはり全体の枠の中でそれをどのように時間を確保するかというのは事務局といろいろ協議した中でやっているところで、なかなか十分、もっと意見を聞いて深めたらどうだというご指摘はやはりいただいているので、それはまた今後調整しながらという

ようには考えております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしたら、またお気づきのところは紙面等で、あるいは直接事務局にということでお出しただければと思います。資料の第4期障がい福祉計画につきましては、この案にいただいたご意見を反映させて、少し修正した形で成案にするということでご了解いただければと存じます。いずれにしましても、障がい者計画、それから障がい福祉計画の二つの計画につきましては、今回いただいた意見を踏まえた調整を行いまして、案を完成させて議会報告を行うという手順になっております。今日いただいたご意見等、文言調整等につきましては、事務局と会長、会長代理で調整させていただくことで委員の皆様からご了承いただけたらと思っております。今年度、新しい委員の下でこの計画づくりを進めてまいりました。次年度以降、4月以降のことになりますけれども、これを踏まえつつ具体的な政令指定都市新潟の障がい者施策について、この審議会は監視でありますとか調査審議でありますとか、いろいろな役目が求められているところですし、果たすべき責任もございますので、また新たな思いや願いを持って、今ありましたような自立支援協議会やこの審議会が両輪となって見ていくことができれば、協議していくことができれば、検証していくことができればと思っております。

今年度は今日が最後ということでごございました。いろいろと会長が皆さんのご意見を十分に反映させることができなかつたところをおおびししながら、マイクを事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。また次年度、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

4. 閉会

(司 会)

島崎会長におかれましては、長時間にわたる議事進行、また委員の皆様におかれましては活発なご発言、大変ありがとうございました。

最後になりますが、佐藤福祉部長より皆様にまとめのごあいさつをさせていただきます。

(福祉部長)

福祉部長の佐藤でございます。本日は長時間にわたり熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

今年は二つの計画を作るということで、皆様方には昨年の4月から5回もの開催ということで、いろいろ大変な、貴重な時間をいただきながら参加していただきました。本当にありがとうございました。いただいた意見、今日の分も含めまして、事務局で受け止めさせていただきます、

いい計画に仕上げていきたいと思っております。また、計画ができて終わりではございませんので、当然、来年度以降、この計画に沿って施策を展開していくということになります。その際にはまたこの審議会の中で進行管理という部分も担っていただくということになりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今、私どもの中で、資料の中でも触れさせていただきましたけれども、新しい条例を作ろうということで検討を進めております。障がい者への差別解消、それから障がいのある人もない人もともに生きていこうという共生社会の実現を目指すという内容の条例でございます。この検討会を月1回程度開いているわけでございますが、論議が佳境に入っております。内容といたしましては、例えば、差別解消法、ここでも規定があるのですが、合理的配慮の提供といった部分については法律では行政機関に限って義務化しているわけでございますけれども、これを民間の事業者あるいは市民にまで義務付けるかという話が論議の一つになっております。それから、条例ができた後に実際に差別事例が発生したときに、相談機関・紛争解決の機関をどうしていくのかといったところが、今、論点になっております。来月も引き続き検討会をやるということで、施行自体は平成28年4月ということで、法律に合わせて施行しようと考えておりますので、条例の議会への上程そのものは早くとも6月、ひょっとすると9月になってしまうのかなというような、今のところのスケジュールになっております。この新しくできた条例、それから今回ご審議いただいた二つの計画を基に、我々も障がい者施策を引き続き充実を図ってまいりたいと思っておりますので、皆様方からも引き続きのご支援をいただきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

(司 会)

それでは、今年度の審議会はこれで終了とさせていただきます。

次回、来年度に入りましてから日程調整をさせていただきます、なるべく早い時期に開催をしたいと考えております。また、本日、お車でいらした方、駐車券は無料処理をしてありますので、お帰りの際は忘れずにお受け取りいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、平成26年度第5回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただき、どうもありがとうございました。